

目 次

議案種別・番号	参 考 資 料 名	頁
議案第64号参考	貝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則（案）	1
議案第70号参考	路線認定箇所図	5

貝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）
、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年貝塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第4条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）個人情報取扱事務の登録年月日（登録した事項を変更する場合にあっては、変更年月日）
- （2）個人情報取扱事務の根拠法令等
- （3）個人情報の処理形態
- （4）個人情報の目的外の利用又は提供の有無
- （5）他の法令による開示制度の有無
- （6）個人情報取扱事務の委託の有無
- （7）個人情報が記録されている主な公文書の名称

（開示の実施の方法等）

第4条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- （1）録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付
- （2）ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- （3）前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって実施機関が相当と認めるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 保有個人情報が記録されている物の閲覧、視聴又は聴取により保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、及び破損しないように丁寧に取り扱わなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報が記録されている物の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することがある。

4 法第87条第1項の規定により写しを交付する場合の部数は、請求1件につき1部とする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第5条 条例第9条第1項の写しの作成に要する費用は、別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第1項の写しの送付に要する費用は、当該送付に要する費用に相当する額とする。

3 前2項に規定する費用は、前納しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第6条 個人情報保護に関する法律施行令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、現金又は郵便切手で納付する方法とする。

(費用の減免)

第7条 条例第9条第2項の経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項の規定により写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求をしようとする者が生活保護世帯の世帯員である場合 全額

(2) その他実施機関が特に必要があると認める場合 開示請求1件につき2,000円を限度として実施機関が定める額

2 条例第9条第2項の規定により写しの作成又は送付に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、法第76条の規定による開示請求をする際に、その旨を実施機関に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、当該申請者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付してしなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定による申請を受けたときは、速やかに減額又は免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(代理人による是正の申出に係る届出)

第8条 条例第10条第2項の規定による是正の申出をした代理人は、当該是正の申出に係る条例第12条の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該是正の申出をした実施機関に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該是正の申出は、取り下げられたものとみなす。

(運用状況等の公表)

第9条 条例第14条の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行う。

(文書の様式)

第10条 法、条例及びこの規則の施行のために必要な文書の様式は、別表第2に掲げるところによるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項及び第5条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開示請求をした者に係る開示の実施及び費用負担について適用し、施行日前に開示請求をした者に係る開示の実施及び費用負担については、なお従前の例による。

3 別表第2の規定中開示請求等及び是正の申出に関する部分は、施行日以後に行われた開示請求等及び是正の申出について適用し、施行日前に行われた開示請求等及び是正の申出については、

なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法	金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの（日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）までの大きさの用紙を用いたものに限る。）の交付	用紙1枚につき10円（カラーで複写したものにあつては、50円）
電磁的記録	用紙に出力したもの（A3判までの大きさの用紙を用いたものに限る。）の交付	用紙1枚につき10円（カラーで出力したものにあつては、50円）
	光ディスクに複写したものの交付	当該光ディスクに複写したものの作成に要する費用に相当する額

備考 用紙の両面に印刷されたものを作成するときは、片面を1枚として算定する。

別表第2（第10条関係）

様式番号	様式名	根拠条文
1	個人情報ファイル簿	法第75条第1項
2	個人情報取扱事務登録簿	条例第4条第1項
3	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
4	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
5	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	法第87条第3項
6	保有個人情報不開示決定通知書	法第82条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	条例第6条第2項
8	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	条例第7条
9	開示請求事案移送書	法第85条第1項
10	開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
11	第三者意見照会書	法第86条第1項及び第2項
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条第1項及び第2項
13	反対意見書に係る保有個人情報開示決定に関する通知書	法第86条第3項
14	保有特定個人情報開示実施費用減額（免除）申請書	第7条第2項
15	保有特定個人情報開示実施費用減額（免除）可否決定通知書	第7条第4項
16	保有個人情報訂正請求書	法第91条第1項
17	保有個人情報訂正決定通知書	法第93条第1項
18	保有個人情報非訂正決定通知書	法第93条第2項
19	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	法第94条第2項
20	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	法第95条
21	訂正請求事案移送書	法第96条第1項
22	訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項

23	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第97条
24	保有個人情報利用停止請求書	法第99条第1項
25	保有個人情報利用停止決定通知書	法第101条第1項
26	保有個人情報非利用停止決定通知書	法第101条第2項
27	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	法第102条第2項
28	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第103条
29	保有個人情報取扱是正申出書	条例第11条第1項
30	保有個人情報取扱是正申出処理通知書	条例第12条
31	諮問書	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
32	諮問をした旨の通知書	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項



4513 脇浜 28 号線
延長 36.71m 幅員 5.0m

1/2500



路線認定箇所図



4514 小瀬久保住宅1号線
延長 417.08m 幅員 4.7~6.2m



路線認定箇所図



4515 小瀬久保住宅 2 号線

延長 60.43m 幅員 6.0m

1/2500



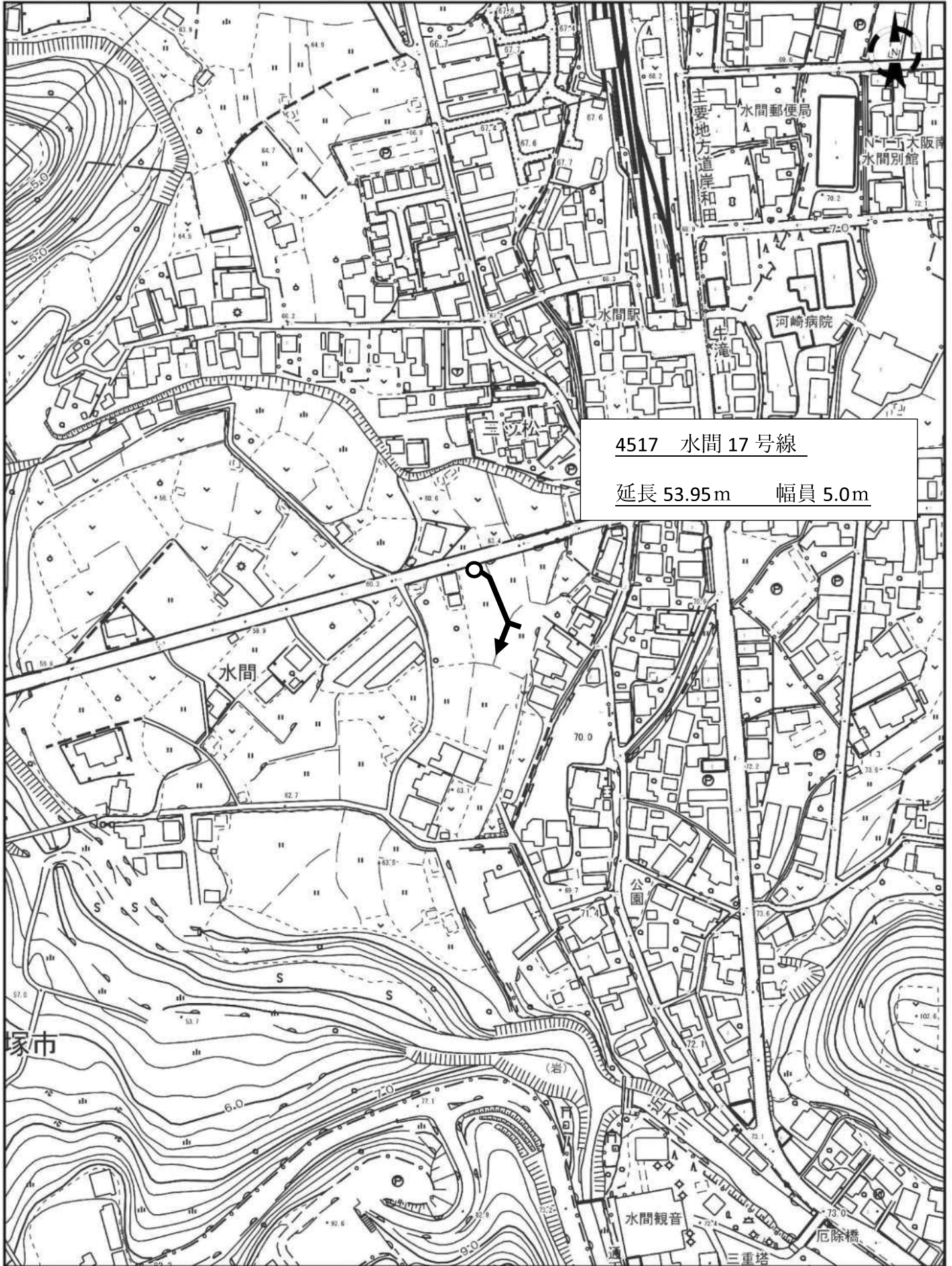
路線認定箇所図



1/2500



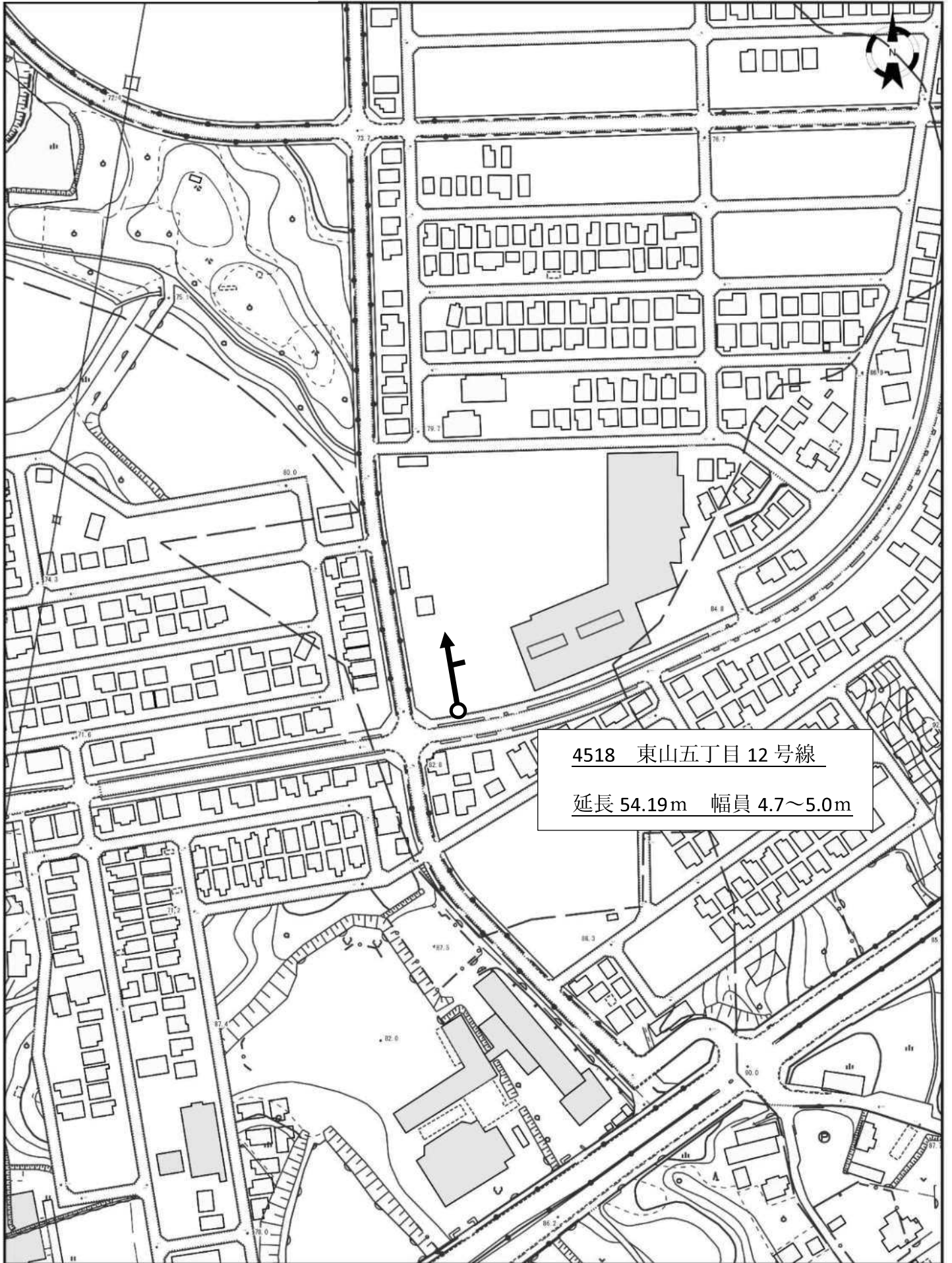
路線認定箇所図



1/2500



路線認定箇所図



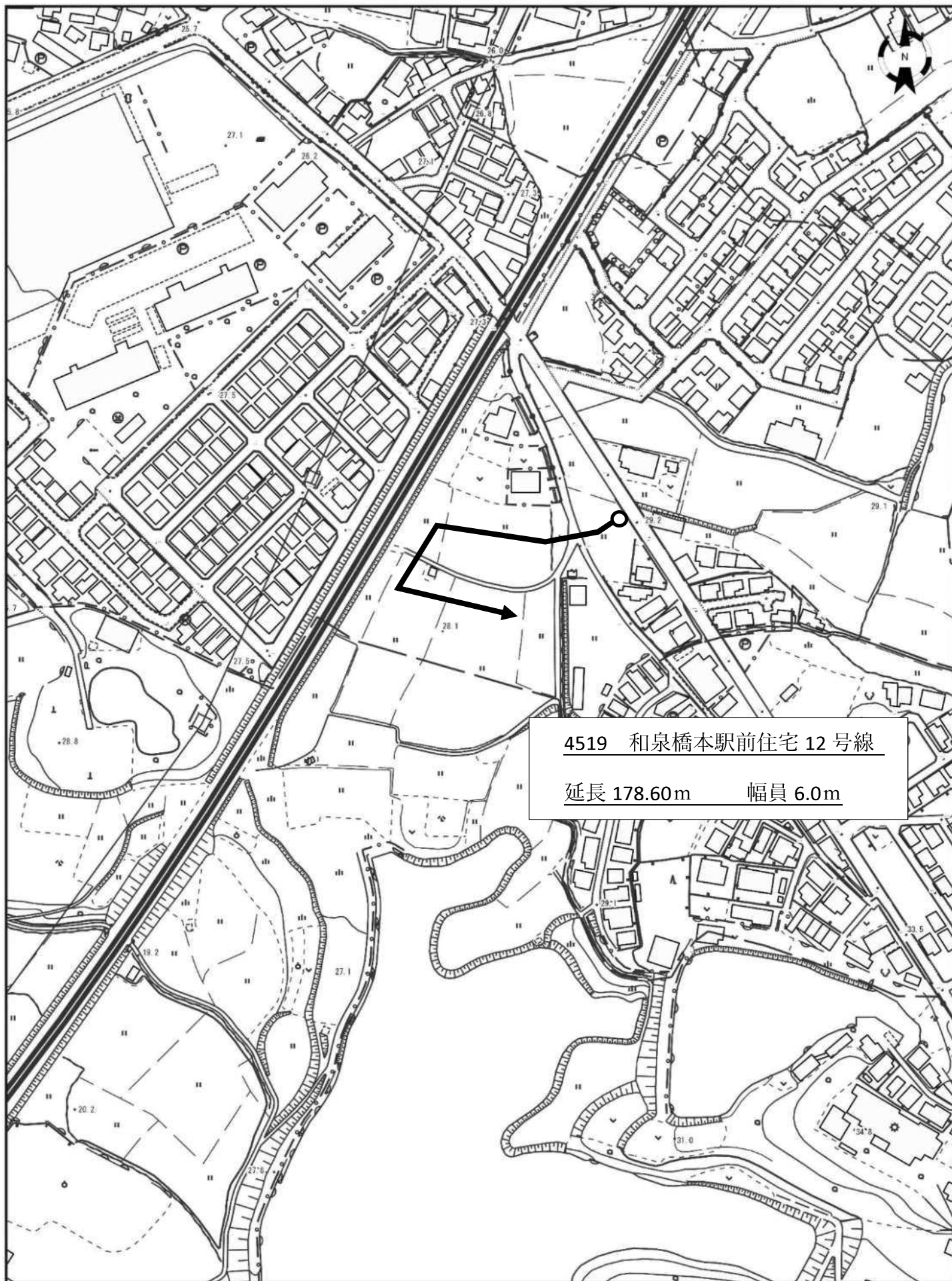
4518 東山五丁目 12 号線

延長 54.19m 幅員 4.7~5.0m

1/2500



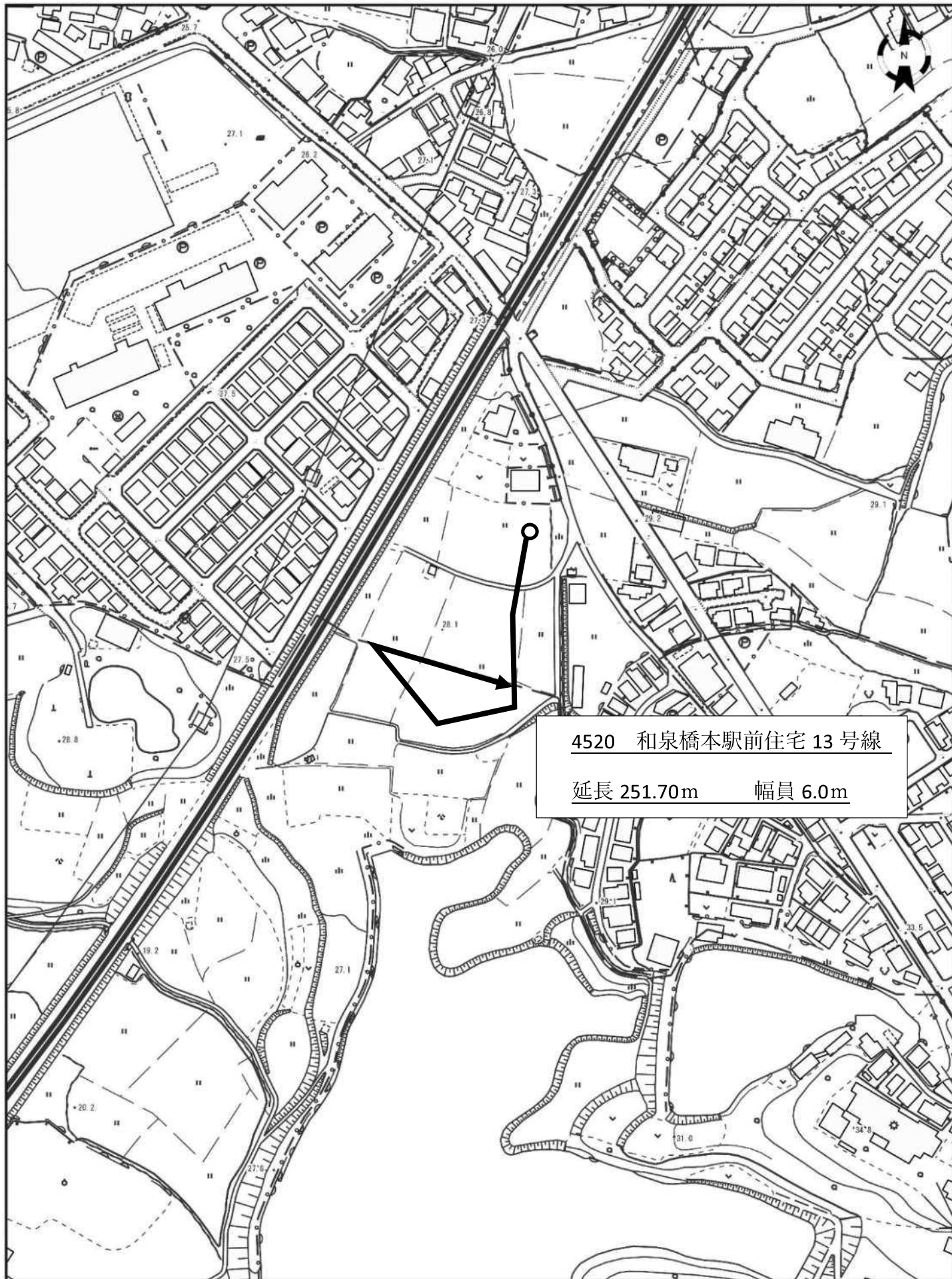
路線認定箇所図



1/2500



路線認定箇所図



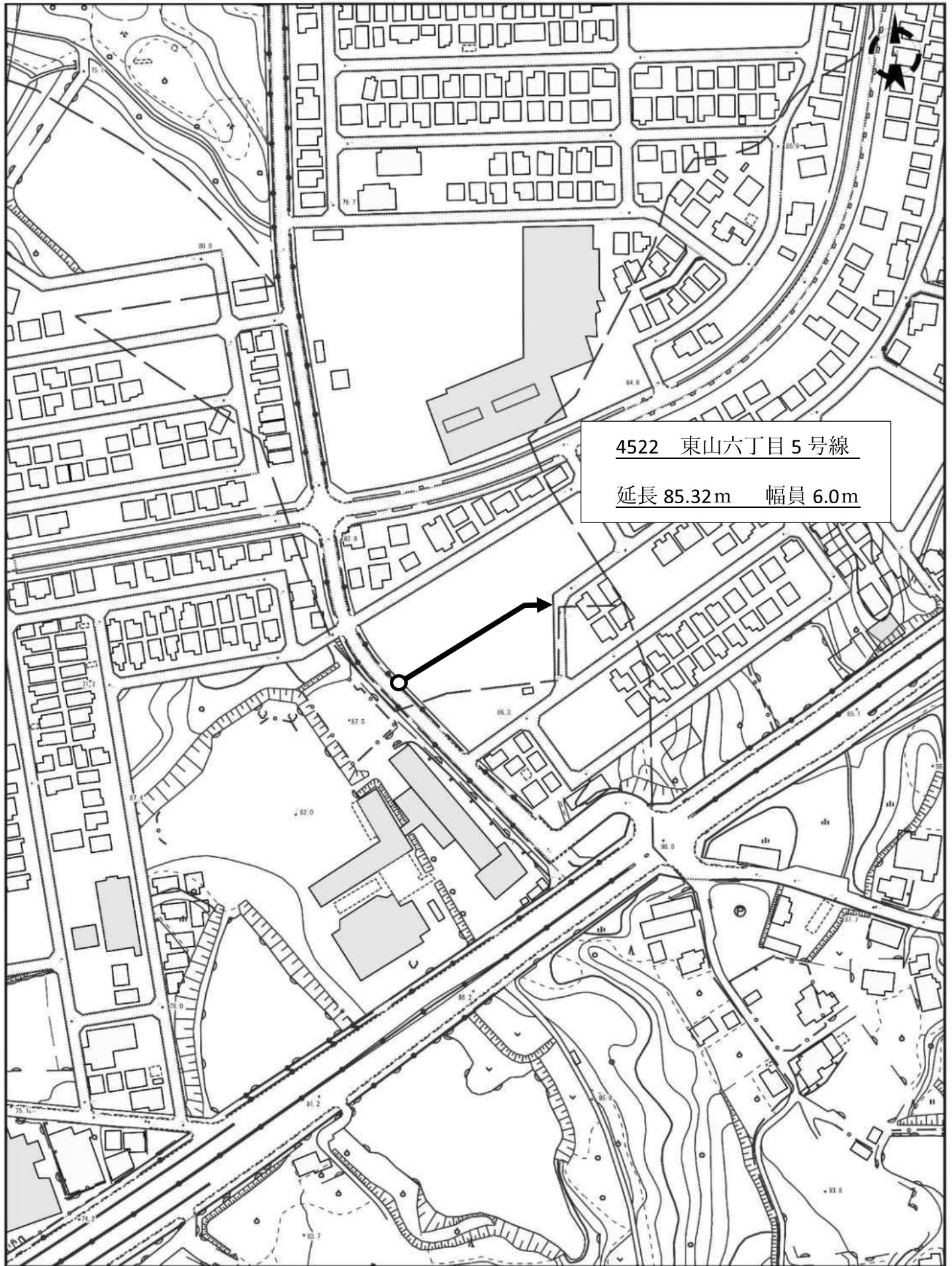
1/2500



路線認定箇所図



路線認定箇所図



1/2500

